

株式会社国際協力銀行(法人番号6010001145977)の役員員の報酬・給与等について(令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬への業績反映は行っていない。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

代表取締役  
総裁

当行の令和6年度における代表取締役総裁の役員報酬基準の内容は以下のとおり。

- ・本俸(月額) : 1,191千円
- ・特別調整手当(月額) : 本俸×0.2
- ・特別手当(年額) :  $[(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) + (\text{本俸月額} \times 0.25)] + \{(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) \times 0.2\}$   
×支給割合(\*) (\*):支給割合:年3.45ヵ月

代表取締役  
副総裁

当行の令和6年度における代表取締役副総裁の役員報酬基準の内容は以下のとおり。

- ・本俸(月額) : 1,138千円
- ・特別調整手当(月額) : 同上
- ・特別手当(年額) : 同上

代表取締役  
専務取締役

当行の令和6年度における代表取締役専務取締役の役員報酬基準の内容は以下のとおり。

- ・本俸(月額) : 1,089千円
- ・特別調整手当(月額) : 同上
- ・特別手当(年額) : 同上

常務取締役

当行の令和6年度における常務取締役の役員報酬基準の内容は以下のとおり。

- ・本俸(月額) : 1,041千円
- ・特別調整手当(月額) : 同上
- ・特別手当(年額) : 同上

取締役会長

当行の令和6年度における取締役会長の役員報酬基準の内容は以下のとおり。

- ・本俸(月額) : 1,191千円

常勤監査役

当行の令和6年度における常勤監査役の役員報酬基準の内容は以下のとおり。

- ・本俸(月額) : 813千円
- ・特別調整手当(月額) : 本俸×0.2
- ・特別手当(年額) :  $[(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) + (\text{本俸月額} \times 0.25)] + \{(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) \times 0.2\}$   
×支給割合(\*) (\*):支給割合:年3.45ヵ月

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
代表取締役 総裁	千円 24,094	千円 14,292	千円 6,944	千円 2,858 (特別調整手当)			*
代表取締役 副総裁	千円 23,022	千円 13,656	千円 6,635	千円 2,731 (特別調整手当)			※
代表取締役 専務取締役	千円 22,031	千円 13,068	千円 6,349	千円 2,613 (特別調整手当)			※
A常務 取締役	千円 6,041	千円 2,706	千円 2,793	千円 541 (特別調整手当)		令和6年6月18日	*
B常務 取締役	千円 15,018	千円 9,785	千円 3,275	千円 1,957 (特別調整手当)	令和6年6月18日		※
C常務 取締役	千円 6,041	千円 2,706	千円 2,793	千円 541 (特別調整手当)		令和6年6月18日	※
D常務 取締役	千円 15,018	千円 9,785	千円 3,275	千円 1,957 (特別調整手当)	令和6年6月18日		※
E常務 取締役	千円 6,041	千円 2,706	千円 2,793	千円 541 (特別調整手当)		令和6年6月18日	※
F常務 取締役	千円 15,018	千円 9,785	千円 3,275	千円 1,957 (特別調整手当)	令和6年6月18日		※
取締役会長 (非常勤)	千円 14,292	千円 14,292	千円 -	千円 -			※
A取締役 (非常勤)	千円 9,456	千円 9,456	千円 -	千円 -			
B取締役 (非常勤)	千円 9,456	千円 9,456	千円 -	千円 -			
A監査役	千円 16,447	千円 9,756	千円 4,740	千円 1,951 (特別調整手当)			※
B監査役 (非常勤)	千円 8,280	千円 8,280	千円 -	千円 -			
C監査役 (非常勤)	千円 8,280	千円 8,280	千円 -	千円 -			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員であること、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

代表取締役  
総裁

役員の報酬水準については、基本的な考え方として以下の点に配慮しつつ、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。

- ・各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- ・我が国の対外経済政策の遂行を担う本行の業務を適切にこなし得る人材を確保すべく、国際業務展開を行う民間金融機関等における報酬水準を踏まえつつ決定すること。
- ・本行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

代表取締役  
副総裁

同上

代表取締役  
専務取締役

同上

常務取締役

同上

取締役会長  
(非常勤)

同上

取締役  
(非常勤)

同上

監査役

同上

監査役  
(非常勤)

同上

#### 【主務大臣の検証結果】

役員報酬は上述の基本的な考え方に基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
代表取締役 総裁	該当者なし					
代表取締役 副総裁	該当者なし					
代表取締役 専務取締役	該当者なし					
A常務 取締役	該当者なし					
B常務 取締役	該当者なし					
C常務 取締役	8,570	4	0	令和6年6月18日	1.6	※
D常務 取締役	該当者なし					
E常務 取締役	4,285	2	0	令和6年6月18日	1.6	※
F常務 取締役	該当者なし					
取締役会長 (非常勤)	該当者なし					
A取締役 (非常勤)	該当者なし					
B取締役 (非常勤)	該当者なし					
A監査役	該当者なし					
B監査役 (非常勤)	該当者なし					
C監査役 (非常勤)	該当者なし					

注:本表の「前職」欄の「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人の退職者、  
「※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。該当がない場合は空欄。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
代表取締役 総裁	該当者なし
代表取締役 副総裁	該当者なし
代表取締役 専務取締役	該当者なし
A常務 取締役	該当者なし
B常務 取締役	該当者なし
C常務 取締役	内部規程の定めに従い、外部有識者からなる経営諮問・評価委員会において業績勘案率を決定しており、適正な水準と判断している。
D常務 取締役	該当者なし
E常務 取締役	内部規程の定めに従い、外部有識者からなる経営諮問・評価委員会において業績勘案率を決定しており、適正な水準と判断している。
F常務 取締役	該当者なし
取締役会長 (非常勤)	該当者なし
A取締役 (非常勤)	該当者なし
B取締役 (非常勤)	該当者なし
A監査役	該当者なし
B監査役 (非常勤)	該当者なし
C監査役 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当行の役員の業績評価は、内部規程の定めに基づき、外部有識者からなる経営諮問・評価委員会が行っており、退職手当に同委員会が決定する業績勘案率を反映している。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で、社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、国際業務展開を行う民間金融機関等における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。  
また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の管理を行う。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員に求められる役割の実践度の評価及び職員の成果面の評価等を、昇降格、昇降給及び賞与に反映させている。

#### ③ 給与制度の内容

当行の職員給与は、基本給(本俸、等級手当及び扶養手当)、諸手当(超過勤務手当、通勤手当、住居手当、特別都市手当及び単身赴任手当)及び特別手当に区分される。

#### ④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度においては、人事院勧告(行政職(一)平均俸給改定率3.0%、期末手当及び勤勉手当の支給月数の0.1ヶ月の引き上げ)を参考に、基本給及び賞与の支給月数の引き上げを実施。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

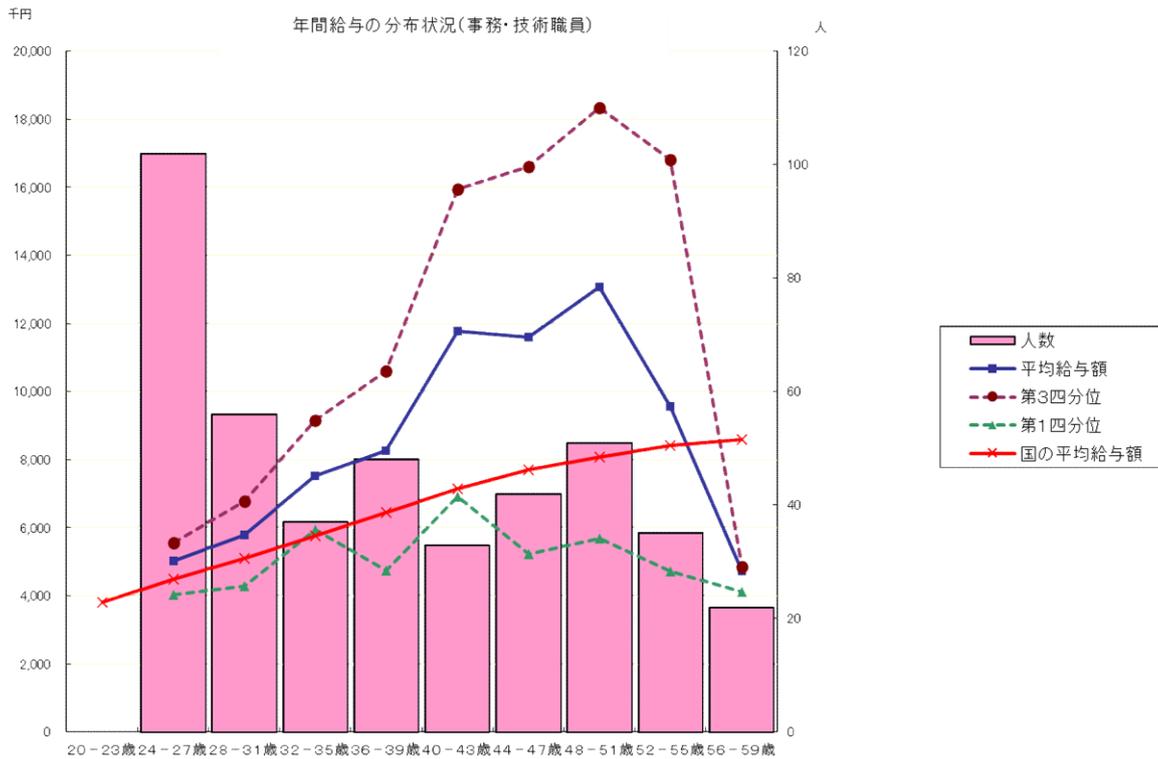
区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当等	うち賞与
常勤職員	人 437	歳 39.0	千円 8,673	千円 6,118	千円 167	千円 2,555
事務・技術	人 426	歳 38.6	千円 8,371	千円 5,923	千円 167	千円 2,448
指定職相当職員	人 11	歳 53.6	千円 20,366	千円 13,642	千円 146	千円 6,724
在外職員	人 34	歳 39.4	千円 18,632	千円 15,994	千円 5	千円 2,638
再雇用職員	人 5	歳 61.5	千円 2,664	千円 2,664	千円 155	千円 -

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。

注2:任期付職員、及び非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3:常勤職員のうち、指定職相当職員とは、常務執行役員等をいう。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
マネジメントバンド	19	51.7	19,068	20,376～17,699
マネージャーバンド	69	46.4	15,987	18,379～11,607
非管理職	338	36.3	6,005	11,554～3,882

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	0	0	0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	100	100	100
	最高～最低	100	100	100
		%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	0	0	0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	100	100	100
	最高～最低	100	100	100
		%	%	%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容																																	
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 128.3</li> <li>・年齢・地域勘案 115.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 126.1</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 113.8</li> </ul>																																	
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>1. 高い専門性を有する人材の確保 当行は日本及び国際社会の健全な発展に寄与するため、海外における大規模プロジェクト向け出融資等の業務を遂行しており、こうした業務を遂行するためには高度な専門知識(国際金融等)・能力(語学力、国際交渉力等)を有する人材の確保が必要であるため、大学・大学院卒の割合が高くなっており、同種の国際業務展開を行う民間銀行等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。</p> <p>2. 職務環境を踏まえた処遇の反映 在職地域が東京都特別区に集中していることから、同種の国際業務展開を行う民間銀行等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。</p> <p>3. 参考となるデータ</p> <p>① 民間金融機関との比較例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間平均給与</th> <th>平均年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行</td> <td>8,371千円</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>民間金融機関</td> <td>9,508千円</td> <td>(注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 当行のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの(38.6歳)。 注2: 民間金融機関のデータは、A社(39歳2ヶ月)、B社(40.0歳)、C社(41.4歳)、D社(40歳3ヶ月)、E社(39.6歳)、F社(39.9歳)各社の平均年間給与(出所: 有価証券報告書(2024年3月期))の平均額。</p> <p>② 学歴別の人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学卒</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行</td> <td>92.7%</td> <td>4.9%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員 行政職(一)</td> <td>64.1%</td> <td>12.5%</td> <td>23.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 なお、大学卒に含まれる修士課程及び博士課程修了者は、全体の17.3%を占める。 注2: 当行のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの。 注3: 国家公務員のデータは、令和6年国家公務員給与等実態調査出所。</p> <p>③ 地域別の人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級地</th> <th>2級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行</td> <td>96.9%</td> <td>3.1%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員 行政職(一)</td> <td>33.9%</td> <td>6.8%</td> <td>59.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2: 当行のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの。 注3: 国家公務員のデータは、令和6年国家公務員給与等実態調査出所。</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 -%】 (国からの財政支出額 -千円、支出予算の総額1,686,616,712千円: 令和6年度予算) 【累積欠損額 -円(令和5年度決算)】 【管理職の割合22.7%(常勤職員数437名中99名)】 【大卒以上の高学歴者の割合92.7%(常勤職員数426名中395名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合0.6%】 (支出総額1,133,407,097千円、給与・報酬等支給総額6,731,386千円: 令和5年度決算)</p>		年間平均給与	平均年齢	当行	8,371千円	(注1)	民間金融機関	9,508千円	(注2)		大学卒	短大卒	高校卒	当行	92.7%	4.9%	2.4%	国家公務員 行政職(一)	64.1%	12.5%	23.4%		1級地	2級地	その他	当行	96.9%	3.1%	0.0%	国家公務員 行政職(一)	33.9%	6.8%	59.4%
	年間平均給与	平均年齢																																
当行	8,371千円	(注1)																																
民間金融機関	9,508千円	(注2)																																
	大学卒	短大卒	高校卒																															
当行	92.7%	4.9%	2.4%																															
国家公務員 行政職(一)	64.1%	12.5%	23.4%																															
	1級地	2級地	その他																															
当行	96.9%	3.1%	0.0%																															
国家公務員 行政職(一)	33.9%	6.8%	59.4%																															

<p>給与水準の妥当性の 検証</p>	<p>(法人の検証結果)          当行は、海外における大規模プロジェクト向け出融資等の国際金融業務を遂行するにあたり、専門性の高い職務能力が必要であることから、大学卒以上の割合が高くなっており、高度な専門性を有する人材確保のため同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえる必要がある。          また、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。</p> <p>(主務大臣の検証結果)          国際協力銀行においては、業務を遂行するに際して、海外における大規模プロジェクト向け出融資等、国際金融業務を行うための専門性の高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえる必要がある。          また、国際協力銀行が、国際的に拠点網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成していることも踏まえる必要がある。          従って、こうした理由から国際協力銀行の給与水準が国に比べて高くなっているものと認められる。          一方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う等の給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p><b>【講ずる措置】</b>          当行では、年功によらず人事評価に応じた処遇とする人事制度を導入しており、同制度を適正に運用することで人件費の増加を抑制すると共に、これまで国家公務員に準じた給与改定を実施してきている。この結果、本行のラスパイレス指数(年齢・地域・学歴勘案)は、平成17年度の127.4から令和6年度の113.8に▲13.6ポイント低下している。翌年度においても、引続き人事制度を適正に運用することに加えて、職員の早期退職等により人件費の増加を抑制する。</p> <p><b>【次年度に見込まれる対国家公務員指数】</b>          当行の人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮置きする(128.3程度、地域・学歴勘案:113.8程度)。</p> <p><b>【改善策】</b>          上述の通り、引続き人事制度を適正に運用することに加えて、職員の早期退職等により人件費の増加を抑制する。</p> <p><b>【給与の目標水準及び具体的期限】</b>          目標水準:128.3程度、具体的期限:令和7年度末</p>

#### 4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

- 22歳(大卒初任給)  
月額 260,000円 年間給与 約3,882,000円
- 35歳(調査役)  
月額 545,200円 年間給与 約9,271,000円
- 50歳(部長)  
月額 1,037,600円 年間給与 約18,832,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給(マネジメントバンド職員は支給対象外)

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員に求められる役割の実践度の評価及び職員の成果面の評価等を、昇降格、昇降給及び賞与に反映させているところ、当該仕組みを今後も継続していく方針である。

### III 総人件費について

区 分	前年度 (令和5年度)	当年度 (令和6年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,654,698	千円 7,107,504	千円 (%) 452,806 (6.8%)
退職手当支給額 (B)	千円 542,789	千円 501,846	千円 (%) △40,943 (△7.5%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 49,200	千円 49,764	千円 (%) 564 (1.1%)
福利厚生費 (D)	千円 1,294,899	千円 1,383,241	千円 (%) 88,342 (6.8%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 8,541,587	千円 9,042,358	千円 (%) 500,771 (5.9%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減の取組を継続し、平成17年度予算定員を基準として5%以上の純減を目標とすることを基本とすることとしていた。平成25年度までに目標を達成済。

##### 2 対前年比状況

令和6年度においては、①「給与、報酬等支給総額」が前年度比+6.8%及び②「最広義人件費」では同+5.9%となった。これは、①職員数の増加による給与支給額及び②これに伴う社会保険料負担額が増加したこと及び③国家公務員に準じた給与改定による「給与、報酬等支給総額」の増加等が主な要因となっている。

##### 3 公務員の給与改定に関する取扱いについて

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

##### ①役員退職手当

・平成30年4月1日以降は、国家公務員の退職手当削減率(△3.39%)と同水準にて引き下げることとした。なお、措置の開始時期は、役員任期及び取締役会の審議・決定の時期を踏まえ、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる扱いとした。

##### ②職員退職手当

・平成31年4月1日以降は、職員の退職手当の基本額の調整率について、100分の87から100分の83.7へ引き下げることとした。なお、措置の開始時期は、労働組合との協議・調整に時間を要したことから、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる扱いとした。

### IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

事務・技術職員の定年年齢は60歳である。

### V その他

特になし。